改正処理法政省令事項関連

処理困難、10日以内に委託者に通知

おそれ事由で6項目を提示

環境省が作成した改正廃棄物処理法政省令事項素案によると、処理業者が産業廃棄物の処理が困難となるか、またはそのおそれがある事由として故障や事業の停止など6項目を提示した。処理業者はこれらの事由が発生してから10日以内に委託者に書面で通知するとし、それを受けた委託者は、30日以内に措置命令など報告書を都道府県知事に提出するとした。

改正法では処理業者は現に委託を受けている産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難になり、または困難となるおそれがある事由が生じた場合、遅滞なく、その旨を通知しなければならないとされた。事由の中身として次の6項目を示した。①故障・事故などにより事業の用に供する施設（積替えまたは保管場所を含み、運搬車両を除く）が稼働しなくなったことにより、保管容量が上限に達したこと、②産業廃棄物処理業または特別管理産業廃棄物の処理業の事業範囲の全部または一部を廃止し、事業の停止したこと、③第15条施設から受託した産業廃棄物を処理している場合、当該許可に係る施設を廃止したこと、または当該許可に係る施設を休止したこと、④産業廃棄物処理業者が禁錮以上の刑に処せられたこと、廃棄物処理法などの規定に違反し、罰金の刑に処せられたこととその他法に規定する欠格要件のいずれかに該当するに至ったこと、⑤埋立て処分を受託した場合であって処分の対象となる産業廃棄物を埋め立てる予定であった最終処分場の埋立てを終了したこと、⑥事業の停止命令、施設の使用停止命令、施設の設置許可の取消処分、措置命令などの行政処分を受けたこと、などとした。

処理業者は①から⑥の事由が発生してから10日以内に委託者に書面で通知しなければならない。通知には、処理業者の氏名や名称、住所などのほか事由の内容、事由の発生日について記載しなければならないとし、通知の写しは通知した日から5年間保存するとした。

処理困難通知を受けた事業者は、虚偽マニフェストの写しの送付を受けたときと同様、生活環境保全上の支障の除去または発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、通知を受けた日から30日以内に措置内容など報告書を都道府県知事に提出するとした。通知の写しの保存は電子ファイルでも可能とした。

施設検査、受検期間は5年以内

改正法では処理施設の設置者に施設の定期検査が義務付けられたが、定期検査を受けようとする者は申請書を都道府県知事に提出し、申請書には氏名または名称などのほか、許可番号および許可年月日、施設の名称および所在地などの事項を記載、施設の構造を明らかにする平面図や立面図、断面図などを添付するとした。

受検期間は5年以内とし、改正法施行後に使用前検査を受けた施設の設置者は、使用前検査を受けた日から5年以内に定期検査を受けなければならない。都道府県は定期検査を行った結果や次回の検査に係る申請期間を書面で通知するとした。

改正法では多量排出事業者が定める産業廃棄物処理計画の内容について新たに定めることになった。委託先での減量化などの取り組みについて全体評価することとなり、委託するまたは委託した処分の内容について、再生利用、熱回収、処分の別や、再生利用認定業者、広域的処理認定業者、認定熱回収施設設置者または特例優良許可業者に委託している場合にはその別に記載することとした。

循環基本原則の観点からの評価として再生利用、処分などについて、その主な方法について記載、都道府県知事への提出は電子ファイル（メールまたはCD－ROMなど）で行い、都道府県知事はインターネットの利用その他適切な方法により公表するとした。

帳簿の備え付け、必要な事業者を追加

現行法では処理施設の設置者には帳簿の備え付けが義務付けられているが、改正法では新たに必要な事業者として、①事業活動に伴い、産業廃棄物を生ずる事業場の外で自ら当該産業廃棄物の処理（収集運搬または処分）を行う事業者、②事業場内に設置された、現行令第7条各号に定める規模以下の処理施設で自ら当該産業廃棄物を破砕・焼却などを行う事業者をそれぞれ追加するとした。

帳簿への記載事項は廃棄物の種類ごとに▽運搬＝運搬年月日、運搬方法および運搬先ごとの運搬量、積替えまたは保管を行う場合、積替えまたは保管の場所ごとの搬出量、▽処分＝処分年月日、処分方法ごとの処分量、処分（埋立処分や海洋投入処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量とした。

一方、①の事業者が法第15条に規定する処理施設の設置許可を受けた施設で産業廃棄物を処分する場合、現行法で帳簿の備え付けが義務付けられており、処分に関する記載は不要とした。

収集運搬業の許可に関する事務について合理化されることになったが、産業廃棄物を一つの政令市の区域を越えて収集または運搬を行う場合、当該政令市の区域を管轄する都道府県知事が行うとした。ただし、収集または運搬に伴い、積替えまたは保管を行う場合、当該積替えまたは保管を行おうとする区域を管轄する政令市の長も行うとした。

広域的処理認定に係る処理に伴い、生じる廃棄物（再生品を除く）の処理方法の変更認定が必要とされているが、届出で足りることとした。

広域的処理認定業者の委託を受けて当該認定に係る収集運搬を行う者が使用する運搬車または運搬船については以下の事項を表示すれば足りることとした。その事項は、当該認定に係る廃棄物の収集運搬をしている施設である旨や認定番号、収集運搬を行う者の氏名または名称など。

また、当該者が収集運搬を行う際は当該認定に係る廃棄物の処分（再生を含む）を行う場所の所在地を証明する書類や広域的処理認定証の写しを備え付けておくこととした。

平成22年8月2日
週刊循環経済新聞